

令和4年1月26日

合格者のみなさんへ

佐賀県立香楠中学校長

佐賀県立香楠中学校の入学手続きについて

1 入学意思確認書の提出

合格者の保護者は、**令和4年1月26日(水)、1月27日(木)、1月28日(金)、1月31日(月)**に合格通知(郵送)に同封されている入学意思確認書を香楠中学校長に提出してください。**入学意思確認書の日付および枠部分を記入し**、入学意思確認書と入学予定者証明書は切り離さずに提出してください。なお、受付時間は1月26日(水)は16:00から17:00まで、その他の日は9:00から17:00までです。

- ① 直接持参する場合は、香楠中学校事務室に提出してください。入学者選抜結果の発表当日に提出する方は、香楠中学校事務室に入学意思確認書を準備しています。
- ② 郵送の場合は、期間内(1月31日(月)まで)**必着**とします。封筒・切手は各自でご準備ください。また、**期間内に入学意思確認書を提出されない場合は、「入学辞退」となります。**なお、その場合も入学辞退届書を提出しなければなりません。(下記3をご参照ください。)

2 「入学予定者証明書」の交付と市町教育委員会への届け出

- ① **入学予定者説明会(2月5日)**で「**入学予定者証明書**」を交付します。(以下、入学予定者証明書の交付を受けたものを「入学予定者」という。)
- ② 交付された入学予定者証明書は、住所を有している市町の教育委員会に、**令和4年2月10日(木)までに必ず提出してください。**ただし、**鳥栖市立の小学校および基山町立の小学校**に在籍している入学予定者については、**在籍している小学校に2月7日(月)までに提出**してください。**この届け出をしなかった場合は、香楠中学校への入学が認められないことがあります。**

3 入学辞退届書について

入学を辞退する場合は、その保護者は速やかに入学辞退届書を香楠中学校長に提出してください。(入学辞退届書を提出した者は「入学予定者」としない。)